

## 特記仕様書（除雪）

工 事 番 号： 26-41410-0001

空 港 名： 福 島 空 港

委 託 名： 除草外業務委託（維持管理）

委 託 箇 所： 石川郡玉川村大字北須釜地内外

○ 本委託の施行にあたっては、「福島空港除雪計画要領」、「福島空港除雪実施細目」、「除雪車等貸与規則」及び「貸与除雪車等取扱細則」に基づき実施しなければならない。

令和 8 年度

福島県福島空港事務所

1 条 委託概要

本業務委託は、福島空港の滑走路・誘導路・エプロン・場周道路・構内道路・駐車場等における積雪等の除雪・除氷を施工するものである。

2 条 支給品及び貸与品

品 名	形 状 寸 法	数 量
除雪車等 無線機 融雪剤(尿素)	20kg/袋	4-2 必要の都度 必要数量

3 条 委託内容

工 種	名 称	委 託 内 容	参考数量(昼夜計)
除 雪 工	スノースイーパー	S - 380C 4 台	120 h
	スノースイーパー	S - 250C 1 台	27 h
	スノープラウ	10t 級 4 台	93 h
	ロータリー	600PS 2 台	22 h
	凍結防止剤散布車	4.0m3 2 台	8 h
	ホイールローダ	1.2m3 3 台	73 h
	ダンプトラック	10t 1 台	5 h
	ライトバン運転費	1,500cc 1 台	11 h
	人 力 除 雪	灯器	1,540 m2
	〃	歩道	2,460 m2
車 両 借 上	融雪剤積込	人力積込	4.6 t
	ホイールローダ	1.2m3 3 台 (12/1~3/31)	363 日
待 機 補 償	待機不稼働	特殊運転手	10 人
		一般運転手	29 人
		助 手	29 人
		世 話 役	8 人

#### 4 条 業務の施工

##### 4-1 一般事項

4-1-1 本業務の実施に当たっては、下記事項を厳守しなければならない。

- 1) 航空法及び同法施行規則並びに空港管理規則を厳守すること。
- 2) 作業車両（貸与車両を除く）及び作業員は、空港事務所長の許可を受けたもの以外は制限区域内に立ち入ってはならない。なお、立入にあたっては、別紙「空港維持管理作業隊の出入り管理について」による。

##### 4-1-2 用地等の使用

空港事務所長の許可を得た当該業務に必要な土地等を使用することができる。

- 1) 場所：空港事務所長の指定する場所
- 2) 期間：委託期間中
- 3) 手続：空港土木工事共通仕様書による。

##### 4-2 貸与除雪車両等

本業務委託で貸与する除雪車等の名称、台数、引き渡し及び返納場所、貸与期間は次の通りとする。

###### 1) 貸与除雪車等一覧表

名 称	規 格	台 数	備 考
スノースーパー車	S - 380C	4 台	
スノースーパー車	S - 250C	1 台	
スノープラウ除雪車	10t 級	4 台	
ロータリー除雪車	600PS	2 台	
凍結防止剤散布車	4.0m <sup>3</sup>	2 台	乾式

###### 2) その他貸与品

本委託業務に要する機材（除雪車輛の洗車機、無線機赤・青各 1 台等）

3) 引き渡し及び返納場所 福島空港事務所除雪機械車庫

4) 貸与期間 着手日から令和 9 年 3 月 31 日まで

##### 4-3 借上車両等

借上車両は下記の通りとし、場内搬入時は発注者の確認を受けること。また、借上期間中は発注者の指示する場所に待機させ、常時出動できるよう点検、整備等を実施しておくものとする。

1) 借上除雪車等一覧表

名 称	規 格	台 数	備 考
ホイローダ ※1	1.2m3	3 台	常時配備 必要な場合 〃
ダンプトラック	10t	1 台	
ライトバン	1500cc	1 台	

※1 令和8年12月1日迄に場内に搬入するものとする。但し12月1日以前に降雪があり除雪作業に要する場合には、この限りではない。

4-4 安全管理

4-4-1 安全・訓練の実施

本業務の実施に際し、現場に即した安全・訓練等について、業務着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練を実施するものとする。

- ☑安全活動のビデオ等、視聴覚資料等による安全教育
- ☑本業務内容の周知徹底
- ☑業務実施安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- ☑本業務における災害対策訓練
- ☑本業務現場で予想される事故対策

4-4-2 安全・訓練等に関する業務計画の作成

業務開始に先立ち業務計画書を作成し、本業務の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、発注者に提出するものとする。

4-4-3 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は報告書に記録し報告するものとする。

4-4-4 除雪作業中の車両や作業員に対する安全を確保するため、貸与する無線機等を使用して、十分な安全対策を図るものとする。

4-4-5 除雪作業中における既設舗装面及び灯器破損防止のため、次の処置を行うものとする。

1) 滑走路（ショルダー除く）舗装面及び埋込灯器

除雪車両の切刃部にウレタンゴムを装着した車輛での作業とする。

2) 地上型灯器

必要に応じて旗又はセーフティーコーン等を取り付ける。但し、緊急時などやむを得ない場合は、この限りでない。

4-4-6 道路及び駐車場の除雪に当たっては一般車両等との事故防止を図るため保安要員を配置すると共に必要に応じバリケード等を設置しなければならない。制限区域内においても必要と判断される場合は発注者と協議し配置することとする。

#### 4-5 除雪工

本業務における除雪工法及び除雪範囲等は、福島空港除雪計画要領及び、福島空港除雪実施細目によるものとする。

工 種	除 雪 範 囲
スリーパ除雪 (A)	滑走路 150,000m <sup>2</sup> 誘導路 115,100m <sup>2</sup>
スリーパ除雪 (B)	滑走路 209,600m <sup>2</sup> 誘導路 167,600m <sup>2</sup> エプロン 58,900m <sup>2</sup>
プラウ除雪 (A) プラウ除雪 (B)	滑走路 209,600m <sup>2</sup> 誘導路 167,600m <sup>2</sup> エプロン 58,900m <sup>2</sup>
氷盤処理 (A)・(B)	滑走路 150,000m <sup>2</sup> 誘導路 115,100m <sup>2</sup>
構内道路・駐車場 場周道路・保安道路	中央・南 28,324m <sup>2</sup> 北駐 12,805m <sup>2</sup> 場周 35,475m <sup>2</sup> 保安 17,369m <sup>2</sup>
人 力 除 雪	歩 道 2,460m <sup>2</sup> 灯 器 1,540m <sup>2</sup>

※当該作業の実施範囲及び作業形態は、発注者が定める除雪指示者と協議するものとする。

#### 4-6 待 機

受注者は、発注者から待機命令を受けた場合に、いつでも出動できるよう作業員を確保するものとする。

#### 4-7 情報連絡員

情報連絡員は、不時の除雪に備えて常に気象情報を把握しておかなければならない。

#### 4-8 作業の報告

除雪作業を完了した場合は、除雪業務内容報告書に必要な資料を添付し、翌日までに発注者に提出するものとする。

5条 損害保険

貸与車輛の損害保険については、以下のとおりとする。

対人賠償保険…………… 3,000万円以上

対物賠償保険…………… 200万円（免責3万円）以上

6条 灯火の破損

除雪作業において灯火の破損があった場合は、速やかに報告すること。

なお、復旧費用の負担について、原則、下記のとおりとする。

1) 受注者負担

(1) 人力除雪すべき灯器周りを機械除雪したことにより破損させた場合

(2) 雪の押し出しによりハンドホールが破損した場合

(3) ロータリの雪により、連続する滑走路距離灯で電球が大がかり（概ね10球以上/1器当たり）に破損した場合

2) 発注者負担

(1) 極度の視界不良（概ねRVR550m未満）によりやむを得ないと判断される場合（連続して破損した場合を除く）

(2) 埋込型灯器を破損した場合

3) その他

上記1)、2)に該当しない場合は、発注者と受注者の協議による

7条 融雪剤散布

薬剤散布にあたっては、発注者の指示により散布量を決定するものとする。

8条 県有機械の貸与、及び返納

貸与を受けた除雪機械は、除雪機械借用書及び除雪機械返納書により確認を受け、借用・返納を行うものとする。

9条 除雪対象期間

本業務委託の除雪対象期間は、令和9年3月31日の運用時間終了までとする。

10条 検 収

除雪作業完了の際は、除雪業務内容報告書等により検収を行うものとする。

11条 その他

疑義が生じた場合は、発注者と協議の上解決するものとする。

# 福島空港除雪計画要領

## I 総 則

### 1 目的

この要領は、福島空港管理業務処理要領第 22 条の規定に基づき、福島空港(以下「空港」という。)の冬期間における航空機の安全運航及び定時制の確保を図り、空港の円滑な運営に資することを目的とする。

### 2 実施細目

福島空港事務所長(以下「事務所長」という。)は、この要領を実施するため実施細目を別途定めるものとする。

## II 除雪計画

### 1 除雪計画の策定

事務所長は空港の運用状況、気象状況、運航状況、地形等を考慮し、次に掲げる事項の除雪計画を定めるものとする。

- ・ 除雪体制期間
- ・ 除雪作業範囲
- ・ 除雪作業順位
- ・ 除雪目標時間
- ・ 除雪作業区分
- ・ 除雪機械及び要員の配置

(1) 除雪体制期間は、原則として 11 月 15 日から翌年 3 月 31 日までとする。なお、本適用期間外に除雪作業を実施する場合には、本要領を準用するものとする。

(2) 除雪作業範囲は、航空機の離発着及び移動で地上走行する区域と利用者及び空港関係者が通行する区域(構内道路、場周道路、駐車場等)を対象範囲とする。

(3) 除雪作業順位は、航空機の運航状況、空港の運用形態等を考慮し、以下の順位を参考に決定するものとし、必要に応じて運用時間内及び運用時間外に分けて優先区域を設定するものとする。また、限られた時間、除雪機材及び体制で除雪作業を実施するため、優先区域の設定に当たっては、運航状況等を総合的に判断し、航空会社等の空港関係者(以下、「運航関係者」という。)と調整するものとする。

- ① 滑走路・過走帯
- ② 必要最小限の誘導路
- ③ 必要最小限のエプロン
- ④ 必要最小限の構内道路・駐車場(駐車場の除雪を実施する場合の作業順位は道路、南、中央、北駐車場の順)(状況により⑤を先行する。)
- ⑤ 上記②、③以外の誘導路、エプロンで必要な区域

(4) 除雪目標時間は、航空機の安全運航、定時制及び除雪体制等を考慮し、適切に設定するものとする。

(5) 除雪作業区分は、雪氷等を機材により除去する機械除雪と航空灯火周辺や歩道等を人により除去する人力除雪に区分して、あらかじめ対象施設を設定するものとする。

(6) 除雪機材及び要員(除雪隊長・副隊長、除雪機械運転手、人力除雪要員等)は、除雪の作業範囲及び目標時間等の設定に基づき、適切に配置するものとする。

### Ⅲ 除雪実施体制

#### 1 除雪作業の実施体制

事務所長は、除雪作業を円滑に実施するため、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ・基本体制
- ・除雪情報の提供
- ・除雪作業実施体制（委託）
- ・除雪作業従事者の制限区域内立入りに必要な手続き等

#### 2 基本体制

事務所長は、以下の事項を定めるものとする。

- (1) 除雪作業を実施するための責任者（除雪責任者（当番リーダー））（以下、「除雪責任者」という。）
- (2) 従事する職員の勤務体制
- (3) 各役割における担当者及び連絡先

#### 3 除雪情報の提供

事務所長は、次の場合、除雪作業を実施するために必要なノータム発行の手続きを行うものとする。

- (1) 運用時間内に除雪を開始する場合及び除雪作業が運用時間内にくい込む場合（できる限り空港再開予定時刻を付記すること。）
- (2) 除雪作業の結果、滑走路等が使用可能な状態になった場合（できる限り滑走路等の状況を付記すること。）
- (3) その他、除雪進捗状況等に係る情報提供が必要な場合

#### 4 除雪作業実施体制（委託）

事務所長は、除雪計画に基づいて除雪体制開始期日までに除雪受託者を決定しておくと同時に除雪作業体制（委託）を作り除雪に支障ないようにすること。

#### 5 除雪作業従事者の制限区域内立入りに必要な手続き等

除雪作業従事者の制限区域内立入りに必要な手続き等は、福島空港制限区域管理要領 第5章「工事等作業のための制限区域立入等の取扱い」によるものとし、I L S制限区域については、「I L S制限区域の管理に関する協定書」 第5条による調整を行うこと。

### Ⅳ 除雪作業実施基準

#### 1 除雪作業実施基準

##### (1) 除雪待機基準

除雪待機基準は、航空機移動区域内において積雪及び路面凍結がある場合、或いは積雪、凍結が予想されると判断される場合とする。

##### (2) 除雪開始基準

###### ア 航空機移動区域内の除雪開始基準

除雪作業は、原則として滑走路、誘導路及びエプロンの積雪が3 cm以上となった場合、又は3 cm以上積もると判断される場合、開始するものとする。

ただし、前記にかかわらず雪質等の気象特性、運航状況等を考慮し除雪作業の開始を決めることができる。

###### イ 航空機移動区域内の凍結防止剤散布開始基準

滑走路、誘導路及びエプロンにおいて、路面が凍結又は圧雪を確認した場合及びその恐れがある場合。

#### ウ 構内道路、駐車場の除雪開始基準

作業開始基準は、積雪が概ね5 cm以上となった場合とする。なお、路面凍結が確認された場合は、凍結防止剤の散布を行う。

#### (3) 滑走路、誘導路、エプロンの除雪範囲の基準

除雪範囲は、滑走路、誘導路、エプロンの舗装端までとする。ただし、本基準は最低限であるので、事務所長は実情に応じ別途決めることができる。

#### (4) スノーバンクの高さ基準

滑走路、誘導路及びエプロン周辺のスノーバンクの高さは、航空機の脚が滑走路、誘導路及びエプロンの本体端のいずれの位置にあっても、プロペラ又はエンジンが触れず又翼端部にて1 m以上のクリアランスが確保出来るような高さ以下とする。

## V 除雪作業実施要領

### 1 除雪作業準備

事務所長は、除雪作業を効率的に実施するため、気象予報、降雪状況等を考慮して、除雪開始期日までに、除雪受託者に次に掲げる事項の準備を実施させるものとする。

- (1) スノーポールの設置（照明灯器位置、舗装境界、その他標示の必要な場所）
- (2) 除雪車両の点検・装備取付・搭載燃料・潤滑油等の確認
- (3) 暖気運転の実施
- (4) 予備燃料等の確認
- (5) その他

### 2 除雪作業の待機指示

事務所長は、除雪待機基準に達したとき、または除雪待機を必要と判断したときは、速やかに除雪受託者に待機を指示するものとする。

待機指示から空港に待機完了するまでの所要時間は、概ね60分以内とする。

### 3 除雪作業の開始

事務所長は、除雪作業の開始基準に達したとき、航空機の運航時刻等を考慮して除雪開始の時刻を決定し、運用時間内においては直ちに除雪作業開始のノータム発行の手続きをとるものとする。また、事務所長は、手続きが完了したことを確認のうえ、除雪責任者及び除雪受託者に作業開始の指示をするとともに、東京航空局福島空港出張所（以下「出張所」という。）及び運航関係者に周知するものとする。なお、ノータム事項の通報にはできるだけ空港再開予定時刻を付記するものとする。

### 4 除雪実施方法

#### (1) 航空機移動区域の除雪実施方法

滑走路の除雪作業は、中心線より順次外側に実施し、滑走路本体を最初に終了してから、ショルダーに移ることを原則とする。

誘導路及びエプロンについても同様とするが、事務所長及び除雪責任者の判断により変更できる。

滑走路の表面は、適正な摩擦係数を維持できるよう特に入念に実施するものとする。

航空灯火の周囲の除雪作業は、常にその施設に損傷等がないよう留意するとともに、照明機能を損なわないよう特に注意するものとする。

(2) 構内道路・駐車場の除雪実施方法

作業工程としては、車道、歩道を同時に開始し、次に駐車場内部通路、車両間を実施する。

積雪量が概ね10cm以上の時は作業スペースを確保するため、最初に南駐車場を閉鎖し、除雪実施後に車両を誘導し、次に中央駐車場から北駐車場へと順次実施する。仮設駐車場については、必要性がある場合のみ最終順位にて実施する。

駐車場の排雪運搬について、車道は直接積み込み運搬、その他の場所は場内の通行に支障が無い場所にバンク状に仮置きし、順次場外搬出処理をする。

5 除雪作業の完了

事務所長は、除雪作業の完了報告を除雪受託者から受けた場合、福島空港制限区域管理要領 第4章 空港運用手順及び安全対策の詳細「4.5 制限空域等の安全点検と運航制限」に基づき、滑走路、誘導路、エプロンの路面状態の点検を行い、異常の有無を確認するものとする。その結果、異常がないと判断したときは、直ちに空港運用再開のノータム発行のための手続きを行うとともに、出張所及び運航関係者に周知する。

6 除雪作業中における航空機の運航時間の調整

事務所長は、常に除雪作業中の進行状況を把握し、航空機の運航時間等の調整のため必要な措置を行うものとする。

7 除雪作業中の緊急退避

事務所長は、除雪作業中に緊急退避を行う必要が生じた場合には、連絡車、無線機、その他あらゆる方法により、滑走路上の各車両、各作業員を滑走路地区から退避できる体制をあらかじめ決めておくものとする。

VI 滑走路面状態評価等

1 滑走路面状態評価等の実施

事務所長は、航空機移動区域に積雪又は凍結がある場合は、ノータム等で閉鎖を公示している部分を除き、様式1に定める滑走路面状態評価等調査（以下「調査」という。）を用いて、次に掲げる項目について、点検の一環として滑走路面状態評価等を実施すること。

(1) 滑走路の調査等

滑走路長を空港南側（01側）からA、B及びCに3等分し、当該分割後の地区（以下「分割地区」という。）のいずれかにおいて、分割地区全体の面積に対し積雪及び凍結の占める割合が10%以上であると予想される場合は、次の各号を実施すること。

a 滑走路の調査

(a) 積雪若しくは凍結又はそれらに関連した湿潤（以下「雪氷等」という。）の割合

分割地区ごとに、分割地区全体の面積に対し雪氷等の占める割合を調査し、次の表に基づき各分割地区の報告値を決定すること。

調査結果(%)	報告値
9 以下	NR
10 以上 25 以下	25
26 以上 50 以下	50
51 以上 75 以下	75
76 以上	100

(b) 雪氷等の種類

分割地区ごとに、滑走路面に存在する雪氷等の種類を調査し、次の各号のいずれかより各分割地区の報告値を決定すること。なお、上記 (a) で決定した雪氷等の割合の報告値が「NR」の場合は、当該分割地区の報告値を「DRY」とすること。

- ア「WET」(表面が湿気で変色している又は濡れている状態)
- イ「DRY SNOW」(あまり水分を含まず、雪玉を作ろうとすると崩れてしまう雪)
- ウ「WET SNOW」(硬い雪玉を作ることができる程水分を含むが、水は絞り出せない雪)
- エ「SLUSH」(水がかなり浸透し、手でつかむと水が滴り落ちる、又は踏みつけると飛沫が飛ぶ雪)
- オ「COMPACTED SNOW」(硬い塊に圧雪された雪で、強く踏みつけても表面の圧縮が生じることがない、又は車両で走行しても表面の圧縮や轍が生じない雪の状態)
- カ「ICE」(凍った水又は冷たく乾いた状態で氷に変化した圧雪)
- キ「WET ICE」(上部に水の層がある氷、又は溶けている氷)
- ク「DRY SNOW ON TOP OF COMPACTED SNOW」(COMPACTED SNOW の上にある DRY SNOW)
- ケ「WET SNOW ON TOP OF COMPACTED SNOW」(COMPACTED SNOW の上にある WET SNOW)
- コ「WATER ON TOP OF COMPACTED SNOW」(COMPACTED SNOW の上にある水)
- サ「DRY SNOW ON TOP OF ICE」(ICE の上にある DRY SNOW)
- シ「WET SNOW ON TOP OF ICE」(ICE の上にある WET SNOW)

(c) 雪氷等の深さ

ア 上記 (b) で決定した雪氷等の種類の報告値が、イ、ウ、エ、ク、ケ、サ、シの場合は、分割地区ごとに、当該報告値の積雪が存在する各 1ヶ所以上の地点(可能な限り積雪量が均一な部分)で積雪深を測定し、それらの平均を用いて、次の表に基づき各分割地区の報告値を決定すること。

調査結果	報告値
3mm 以下の場合	03
3mm を超える場合	2 桁の測定値 (※測定した値が 1 桁の場合は、0 を付して 2 桁とする。)

イ ア以外の場合は、当該分割地区の報告値を「NR」とすること。

b 滑走路面状態の評価

(a) 航空機の着陸及び離陸性能に影響する滑走路面状態を表す数字(以下「滑走路状態コード」という。)の選択

上記 a (a) で決定した雪氷等の割合が「NR」又は「25」の場合は「6」、それ以外の場合は上記 a (b) 及び (c) の結果並びに空港の定時観測気象報など気象庁が報じる最新の外気温に基づき、次の表により各分割地区の滑走路状態コードを選択すること。

結果	滑走路状態コード
・ WET	5
・ 3mm 以下の深さの SLUSH	
・ 3mm 以下の深さの DRY SNOW	
・ 3mm 以下の深さの WET SNOW	
・ 氷点下 15°C以下の外気温下にある COMPACTED SNOW	4(※)
・ 3mm を超える深さの DRY SNOW	3
・ 3mm を超える深さの WET SNOW	
・ DRY SNOW ON TOP OF COMPACTED SNOW	
・ WET SNOW ON TOP OF COMPACTED SNOW	
・ 氷点下 15°Cより高い外気温下にある COMPACTED SNOW	
・ 3mm を超える深さの SLUSH	2
・ ICE	1
・ WET ICE	0
・ WATER ON TOP OF COMPACTED SNOW	
・ DRY SNOW ON TOP OF ICE	
・ WET SNOW ON TOP OF ICE	

(※) 外気温が入手出来ない場合は、滑走路状態コード「3」を選択すること。

(b) 滑走路状態コードの決定

次の各号を考慮して上記 (a) で選択した滑走路状態コードを下位に変更（以下「ダウングレード」という。）する必要があるか検討し、各分割地区の滑走路状態コードを決定し、報告値とすること。

ア 下表で示す滑走路状態コードと相関する機長からの滑走路のブレーキングアクションに関する通報（以下「ブレーキングアクション通報」という。）

イ 気象の状況

ウ 空港の特性

エ ダウングレードの検討に利用可能なその他の情報

ブレーキングアクション通報と滑走路状態コードの相関

ブレーキングアクション通報	滑走路状態コード
GOOD	5
GOOD TO MEDIUM	4
MEDIUM	3
MEDIUM TO POOR	2
POOR	1
LESS THAN POOR	0

## (2) 誘導路又はエプロンの調査等

各誘導路又はエプロンのいずれかにおいて、当該誘導路又はエプロンの面積に対し積雪及び凍結の占める割合が10%以上であると予想される場合は、当該誘導路又はエプロンに対し次の調査等を実施すること。ただし、航空機の地上走行の状況や空港で定める除雪計画等を考慮し、調査及び測定する誘導路又はエプロンについて関係機関と調整し、当該誘導路又はエプロンを航空路誌にて周知することにより、他の誘導路又はエプロンの調査及び測定を省略することができる。

なお、調査等を実施すべき誘導路又はエプロンであって、調査等を実施できなかった誘導路又はエプロンがある場合は、未測定「NR」として当該誘導路又はエプロン名称を調書に記録すること。

- a 雪氷等の種類を調査すること。なお、調査により決定した雪氷等の種類が「SLUSH」となる誘導路又はエプロンにおいては、次の各号を実施すること。
  - (a) 当該誘導路又はエプロンの面積に対し雪氷等の占める割合を調査すること。
  - (b) 「SLUSH」が存在する各1ヶ所以上の地点（可能な限り積雪量が均一な部分）で積雪深を測定し、それらの平均を調査すること。
- b 「測定計による摩擦係数測定要領」（令和元年10月2日付け、国空安企第186号）により、摩擦係数を測定すること。
- c 調査及び測定した結果、次の場合には状態を不良「POOR」として当該誘導路又はエプロン名称を調書に記録すること。
  - (a) 摩擦係数が0.26未満の場合
  - (b) 当該誘導路又はエプロンの面積に対し、3mmを超える深さの「SLUSH」の占める割合が25%を超える場合

## (3) 滑走路面状態評価等に基づく措置

- a 次の各号の状態を発見したときは、直ちに出張所及び除雪責任者にその状況を連絡すること。
  - (a) スノーバンクの位置及び高さが、次の基準に適合していない状態であること。

乗り入れ航空機の脚が滑走路、誘導路及びエプロンの端のいずれの位置にあっても、滑走路、誘導路及びエプロンの周辺のスノーバンクの位置及び高さが、プロペラ又はエンジンに触れず、また翼端部については1mのクリアランスを確保することができること。
  - (b) 滑走路状態コード及び積雪深が乗り入れ航空機の離着陸禁止の状態にあること。
  - (c) 滑走路面状態評価等の結果が空港ごとに定める除雪開始基準に該当する状態であること。
- b 滑走路の調査等の終了後は、速やかに出張所に上記(1)b(b)で決定した滑走路状態コード及び滑走路面状態を評価した時刻を通報すること。また、除雪作業終了後に滑走路面状態評価等を実施した場合は、除雪責任者に滑走路面状態評価等の結果を連絡すること。
- c 滑走路面状態評価等の結果は調書に記録するほか、次の事項を備考欄に記録すること。
  - (a) 滑走路の調査等を終了する場合はその旨
  - (b) 上記、(1)aで決定した報告値だけでは雪氷等の状況説明が不十分と認められる場合は、その補足説明
  - (c) 滑走路面に深さ3mmを超える水溜りが存在する場合は、その状態（各分割地区の冠水の割合及び深さ）
  - (d) その他航空機の運航に支障を及ぼすおそれのある状態が存在する場合は、その状態の説明
- d 新たな滑走路の調査等の実施

全ての分割地区において、分割地区全体の面積に対し積雪及び凍結が占める割合が10%未満と認められるまで、次の各号に該当する場合は新たに滑走路の調査等を行うこと。

  - (a) 積雪又は凍結の状況に変化があると認められる場合

(b) 上記(1) b (b) で決定した滑走路路面状態が滑走路状態コード「2」以上の場合において、ブレーキングアクション通報「POOR」を連続して受けた場合

(c) ブレーキングアクション通報「LESS THAN POOR」を受けた場合

(d) その他特に要請があった場合

e 新たな誘導路又はエプロンの調査等の実施

上記(2)に基づき調査等を実施した誘導路又はエプロンの面積に対し積雪及び凍結の占める割合が10%未満と認められるまで、次の各号に該当する場合は新たに当該誘導路又はエプロン等の調査等を行うこと。

(a) 積雪又は凍結の状況に変化があると認められる場合

(b) その他特に要請があった場合

f ノータム発行の手続き

滑走路路面状態評価等の結果が航空機の運航に影響すると認められる場合は、上記(1)で決定した報告値、その他調書に記録した内容により、速やかにノータム発行の手続きをとること。

g 記録の保管

記録した調書及び摩擦係数測定結果は調書裏面に貼付し回覧後、共に所定のファイルに保管すること。

(4) 滑走路路面状態評価等のための手順及び教育訓練等

事務所長は安全かつ短時間に所要の滑走路路面状態評価等を終了することができるよう、あらかじめ次の事項を含む手順等を定めておくとともに、滑走路路面状態評価等を実施する者に対して、必要な教育訓練等を行っておくこと。

a 滑走路路面状態評価等の実施に係る手順

b 滑走路路面状態評価等に基づく措置

c 定時点検の一環として滑走路路面状態評価等を実施する場合はその時刻

d 調査を行う際の経路

e 出張所との通信連絡方法

f その他安全かつ短時間に滑走路路面状態評価等を実施するために必要な事項

附 則

この要領は、平成5年3月20日から適用する。

平成10年12月3日 改訂

平成11年9月9日 改訂

平成12年7月13日 改訂

平成18年4月1日 改訂

平成21年11月21日 改訂

平成26年4月1日 改正

平成27年6月1日 改正

令和3年11月4日 改正

令和5年4月1日 改正

令和6年4月1日 改正

# 滑走路路面状態評価等調査書

電話番号 0247-57-1111

空港名/地点略号	福島空港 / RJSF	日付	/	開始/終了時刻 (JST)	:	実施者	確認者
----------	-------------	----	---	------------------	---	-----	-----

**滑走路** ノータム番号 \_\_\_\_\_ の更新

滑走路少数番号 01      評価時刻 \_\_\_\_\_ (JST)

割合 (%)	種類	A	B	C	割合
0-9 * NR	(割合が「NR」の場合) DRY	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6
10 - 25	WET	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5
26 - 50	(3mm以下) DRY SNOW	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5
51 - 75	(3mm以下) WET SNOW	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5
76 - 100	(3mm以下) SLUSH	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5
	(-15℃以下) COMPACTED SNOW	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4
	(-15℃より高い又は入手不可) COMPACTED SNOW	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3
	(3mmを超える) DRY SNOW	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3
	(3mmを超える) WET SNOW	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3
	DRY SNOW ON TOP OF COMPACTED SNOW	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3
	WET SNOW ON TOP OF COMPACTED SNOW	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3
	(3mmを超える) SLUSH	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2
	ICE	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1
	DRY SNOW ON TOP OF ICE	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	0
	WET SNOW ON TOP OF ICE	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	0
	WET ICE	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	0
	WATER on top of COMPACTED SNOW	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	0

割合が「25」の場合、RWYCC「6」

**深さ (mm)**

(\*) 種類が「WET SNOW」及び「DRY SNOW」  
(「ICE」及び「COMPACTED SNOW」の上にあ)

深さ (mm)	A	B	C
3mm以下 (03)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3mmを超える (2桁の数値)	<input style="width: 40px;" type="text"/>	<input style="width: 40px;" type="text"/>	<input style="width: 40px;" type="text"/>

**気温 (°C)**

(\*) 種類が「COMPACTED SNOW」の場合に

-15℃以下

-15℃より高い (口入手不可)

**RWYCC**

A	B	C
---	---	---

→

A	B	C
---	---	---

**ダウングレード**

ダウングレード理由

- ブレーキングアクション通報
- 気象の状況
- 空港の特性
- その他利用可能な情報

**誘導路又はエプロン** ノータム番号 \_\_\_\_\_ の更新・取消

調査時刻 \_\_\_\_\_ (JST)

摩擦係数が0.26未満の場合又は3mmを超える深さのSLUSHの占める割合が25%を超える場合(不良「POOR」)の誘導路又はエプロン

未測定(NR)の誘導路又はエプロン

**備考**

滑走路の調査等終了 (※) A、B、C全ての積雪及び凍結の割合が10%未満になった場合

(ノータム記載対象外)

管制機関等への通報

通報時刻 \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_  RWYCC

通報者氏名 \_\_\_\_\_  評価時刻

様式 1

15

## 福島空港除雪実施細目

1 この細目は、「福島空港除雪計画要領」（以下「除雪計画要領」という。）I総則-2の規定に基づいて定めるものとする。

2 除雪計画要領に基づく除雪計画は、次のとおりとする。

- (1) 除雪作業範囲及び優先順位は、別紙1のとおりとする。
- (2) 滑走路及び誘導路等の除雪目標時間は、別紙2のとおりとする。
- (3) 除雪作業のうち、人力除雪となる航空灯火施設は、別紙3及び別紙4のとおりとする。
- (4) 除雪機械の配備は、下記のとおりとする。

除雪機械一覧表	規 格	貸 与	借 上	備 考
スノースーパー	自走式	5 台		S380-4台、S250-1台
スノープラウ	10t	4 台		
ロータリー	600PS	2 台		
凍結防止剤散布車	4 m <sup>3</sup>	2 台		乾式
ホイールローダ	1.2 m <sup>3</sup>		3 台	
ダンプトラック	10t		1 台	
計		13 台	4 台	

(5) 除雪機械の貸与にあたっては、除雪車等貸与規則による。

3 除雪計画要領に基づく除雪実施体制は、次のとおりとする。

- (1) 福島空港除雪基本体制は、別紙5のとおりとする。
- (2) 情報連絡員（夜間警備員）は、福島空港警備業務委託仕様書3（4）の「冬季間における滑走路、誘導路及びエプロンの積雪・氷結の観測、福島空港事務所職員への連絡」における通報基準に該当することとなった場合は、福島空港事務所除雪総括者（以下「除雪総括者」という。）に滑走路の積雪量、降雪の状況、気温、雪質の情報を連絡する。
- (3) 除雪総括者は、(2)の情報により、除雪開始基準に達すると判断した場合、除雪を開始する旨除雪受託者に連絡する。
- (4) 除雪作業の流れの一例は、別紙6のとおりとする。

4 除雪計画要領に基づく除雪作業実施方法及び留意すべき事項は次のとおりとする。

(1) 除雪優先順位は、次のとおりとする。

順位	機械による除雪	順位	人力による除雪
1	滑走路・過走帯	1	進入角指示灯 8基
2	誘導路	2	滑走路末端灯(地上型) 4灯
3	エプロン	3	滑走路末端補助灯 10灯
4	道路駐車場	4	滑走路灯(地上型) 73灯
5	空港管理道路	5	過走帯灯 10灯
6	スノーバンク	6	滑走路距離灯 14灯
		7	誘導案内灯 8灯
		8	誘導路灯 306灯
		9	進入灯(各過走帯端部×5基) 10基
		10	連鎖式閃光灯(01側過走帯端部) 1基
		11	滑走路警戒灯 12基
		12	貯水槽 11基

- (2) 滑走路の除雪について、標準的な作業形態は別紙7-1～7-5、エプロンについては別紙7-6とする。
- (3) 滑走路の除雪について、大きな障害になるのは地上型の滑走路灯であるが、灯器を損傷しないように細心の注意を払いながら作業をすること。
- (4) 滑走路上は、中心部分から順次両外側にスノースイーパー・スノープラウで除雪し、滑走路灯手前に雪堤を作り、ロータリー車により滑走路外側の着陸帯に吹き飛ばすこと。なお、滑走路灯(地上型)灯器周囲は、スノープラウの蛇行運転による除雪を実施したのち、灯器周囲にはできるだけ雪を残さないよう人力で除雪を実施すること。
- (5) 滑走路末端灯及び滑走路中心線灯は、埋込型式(滑走路末端灯は、46灯のうち、42灯が埋込型式である。)で路面から10～20mm程度突起して設置しているため、除雪の際は、除雪機械による損傷を受けやすいと同時に除雪機械自体の損傷もあることから、この灯器上の除雪は、スノースイーパー及びウレタンゴム取り付けのスノープラウを使用することとし、その他の車両による除雪は実施しないこと。
- (6) スノープラウでグルーピング施工路面を除雪する際は、ウレタンゴム取り付けのスノープラウを使用すること。
- (7) 誘導路は、滑走路と同じように埋込型式の誘導路中心線灯及び地上型の誘導路灯があるので、この埋込型式灯器上及び地上型の灯器周囲の除雪は、滑走路の灯器上及び灯器周囲の除雪と同様に、灯器等を損傷しない方法で作業すること。
- (8) エプロンの除雪は、駐機予定バースを優先に除雪を実施すること。
- (9) 進入角指示灯、滑走路末端灯(地上型)、滑走路末端灯補助灯、滑走路灯(地上型)、過走帯灯、滑走路距離灯、誘導案内灯、誘導路灯、進入灯(各過走帯端部)、連鎖式閃光灯(01側過走帯端部)、滑走路警戒灯及び貯水槽周囲の除雪については、灯器等を損傷しない方法で作業すること。
- (10) 滑走路面における除雪は、その表面が対象航空機の離着陸基準(別紙8)及びスノーバンクの高さ基準(別紙9)を充たした状態にすること。
- (11) 滑走路のグルーピング溝内の雪氷は、融雪氷剤を散布してできるだけ除去すること。

- (12) 除雪作業中に緊急退避の指示がでた場合は、作業を直ちに中止し、着陸帯外に滑走路上の除雪機械を移動し除雪要員も退避すること。

除雪作業中の緊急避難の連絡方法は次のとおりとする。

優先順位	信号及び連絡	緊急連絡	作業再開
1	無線機による連絡	連絡	連絡
2	連絡車のヘッドライト	点滅	連続点灯
3	滑走路灯、誘導路灯	点滅	連続点灯

- (13) 融雪氷剤は、必要に応じてその都度支給するものとする。
- (14) 駐車場の除雪は、中央駐車場を優先することとし、自動車の走行に支障がない程度とすること。なお、夜間駐車車両及び当日乗り入れの車両があるときは、事故が発生しないように十分注意して作業すること。

5 除雪計画要領による滑走路面状態評価等については、次のとおりとする。

- (1) 滑走路面状態評価等の定時調査は、運用時間開始 30 分前及び午後 1 時の 2 回とする。(ただし、午後の調査は、航空機の運航状況に合わせ変更することが出来る)
- (2) 滑走路面状態評価等の調査経路等は、別紙 10 のとおりとする。

附則

この細目は、平成 5 年 3 月 20 日から適用する。

平成 10 年 12 月 3 日改正

平成 11 年 9 月 9 日改正

平成 12 年 7 月 13 日改正

平成 18 年 4 月 1 日改正

平成 26 年 4 月 1 日改正

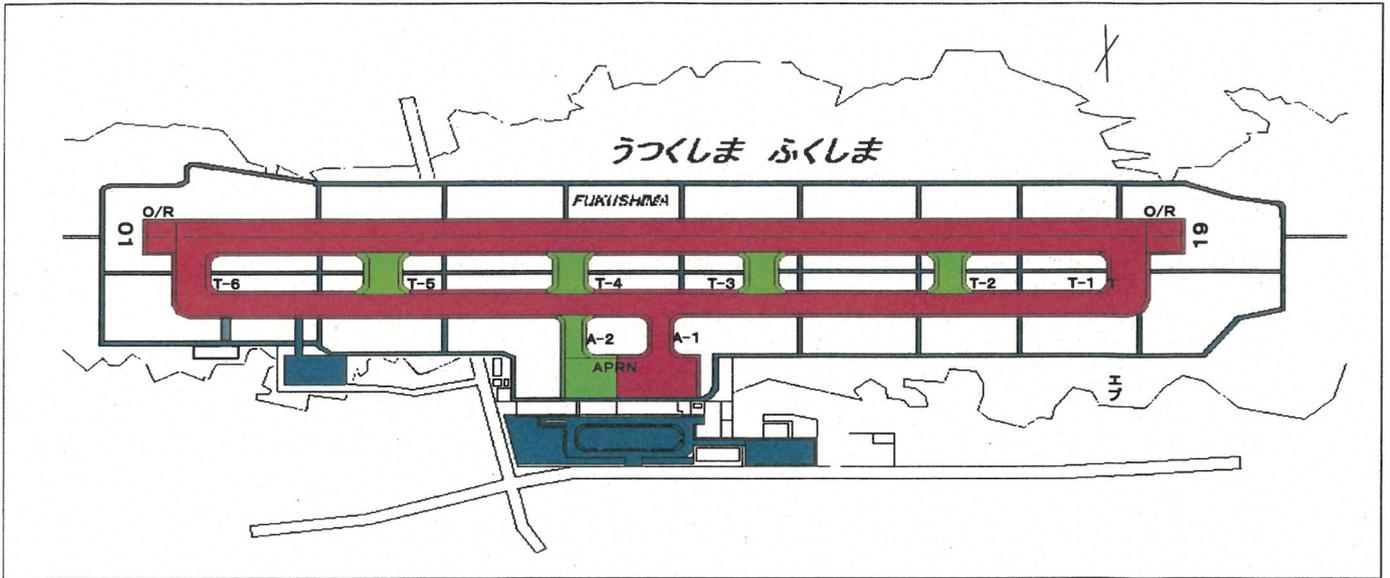
平成 30 年 4 月 1 日改正

令和 3 年 11 月 4 日改正

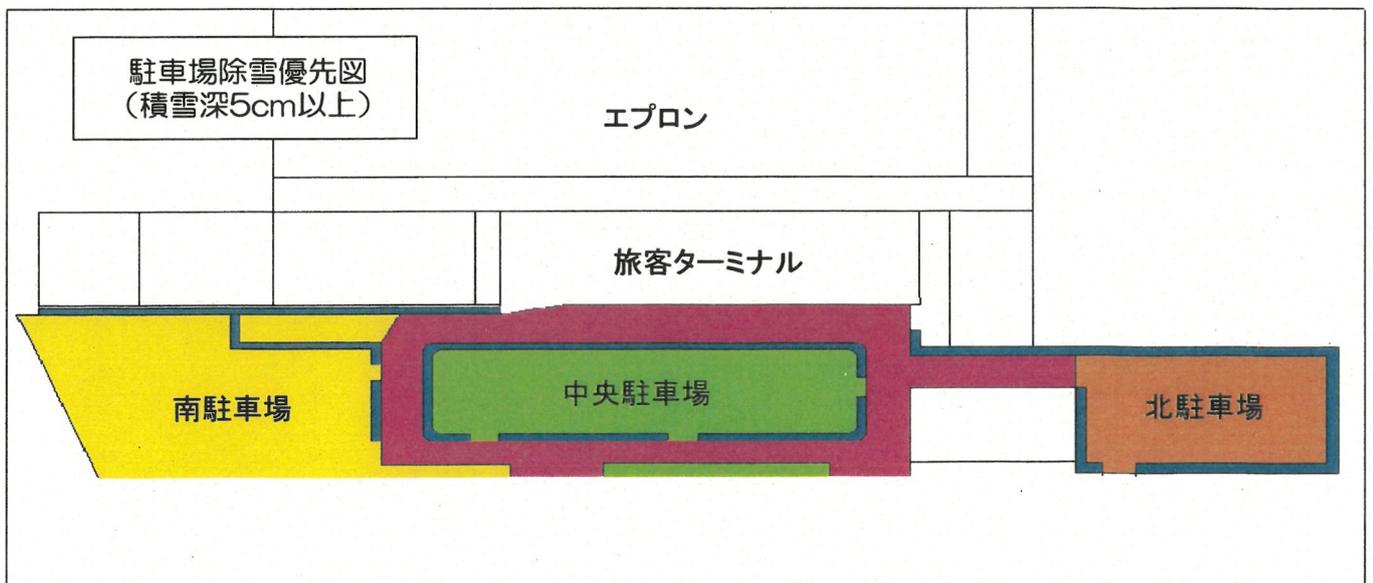
令和 5 年 4 月 1 日改正

令和 6 年 4 月 1 日改正

空港除雪の範囲及び作業区分図



判別	優先順位	区 域
	第1優先	滑走路(Rwy・S/D・O/R)、誘導路(PARL・T-1・T-6・A-1・S/D)、エプロン(SPT1～SPT5・S/D)
	第2優先	誘導路(T-2～T-5・A-2・S/D)、エプロン(SPT6～SPT7・S/D)
	第3優先	保安道路・場周道路・駐車場・構内道路・防災エプロン他



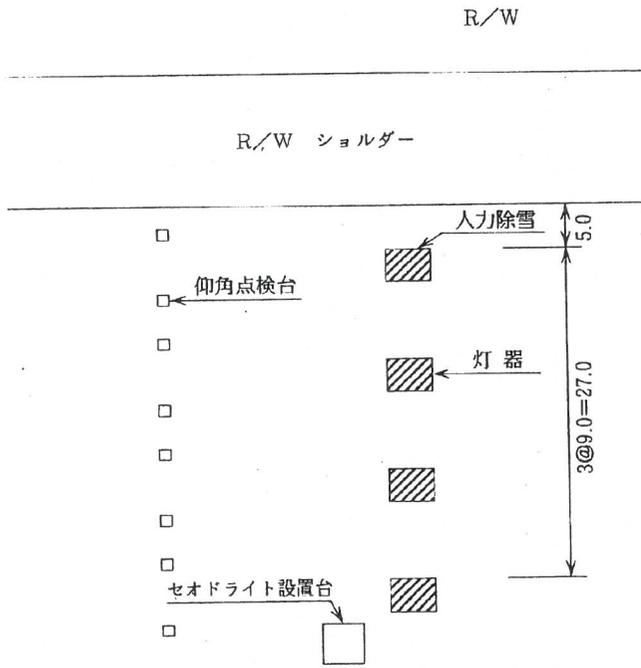
第1優先	第2優先	第3優先	第4優先
歩 道	歩 道	歩 道	歩 道
道 路	道 路	道 路	道 路
人力除雪	南側駐車場	中央駐車場	北側駐車場

福島空港除雪作業総括表

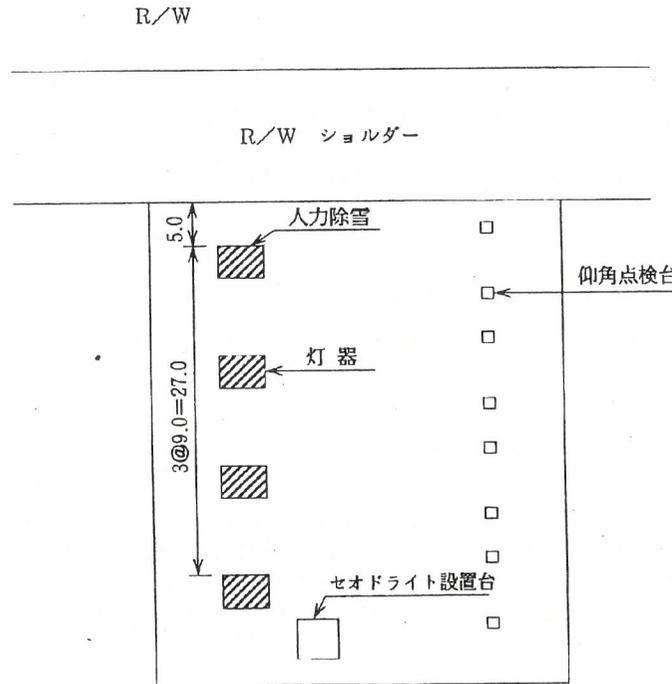
区 分	滑走路・誘導路・エプロン				道路・駐車場・場周、保安道路			
	スノーパ (A)	スノーパ (B)	プラウ (A)	プラウ (B)	氷盤処理 (A)	氷盤処理 (B)	道路除雪 (A)	道路除雪 (B)
積雪量	3cm未満	3cm以上～4cm未満	4cm以上～9cm未満	9cm以上	凍結路幅2/3未満	凍結路幅全幅	15cm以上 (Bと同時施工)	5cm以上
機材編成	スノースイーパー S380 N=4台 スノースイーパー S250 N=1台	スノースイーパー S380 N=4台 スノースイーパー S250 N=1台 スノープラウ 10t N=4台 ホイルローダー 1.2m3 N=3台 ロータリー 600ps N=2台	スノースイーパー S380 N=4台 スノースイーパー S250 N=1台 スノープラウ 10t N=4台 ホイルローダー 1.2m3 N=3台 ロータリー 600ps N=2台	スノースイーパー S380 N=4台 スノースイーパー S250 N=1台 スノープラウ 10t N=4台 ホイルローダー 1.2m3 N=3台 ロータリー 600ps N=2台	凍結防止材散布車 N=2台	凍結防止材散布車 N=2台 スノースイーパー S380 N=4台 スノースイーパー S250 N=1台	スノープラウ 10t N=4台 ホイルローダー 1.2m3 N=1台	ホイルローダー 1.2m3 N=2台 歩道除雪 (5cm以上) 人力
作業範囲	R/W(ショルダーを除く)	R/W(ショルダーを含む)	R/W(ショルダーを含む)	R/W(ショルダーを含む)	R/W	R/W	道路・駐車場・場周	道路・駐車場
除雪作業累計時間	90min	152min	172min	184min	29min	81min	64min	206min
作業範囲	T/W(ショルダーを除く)	T/W(ショルダーを含む)	T/W(ショルダーを含む)	T/W(ショルダーを含む)	T/W	T/W		歩道
除雪作業累計時間	163min	184min	194min	214min	54min	136min		120min
作業範囲		APRN	APRN	APRN	APRN	APRN		
除雪作業累計時間		144min	192min	216min	----	----		
作業範囲	第一優先範囲	第一優先範囲	第一優先範囲	第一優先範囲	第一優先範囲	第一優先範囲		
除雪作業累計時間	133min	152min	172min	184min	52min	126min		
作業範囲	第二優先範囲	第二優先範囲	第二優先範囲	第二優先範囲	第二優先範囲	第二優先範囲		
除雪作業累計時間	163min	184min	194min	216min	54min	136min		
作業時間総計	163min	184min	194min	216min	54min	136min	64min	206min



# 進入角指示灯

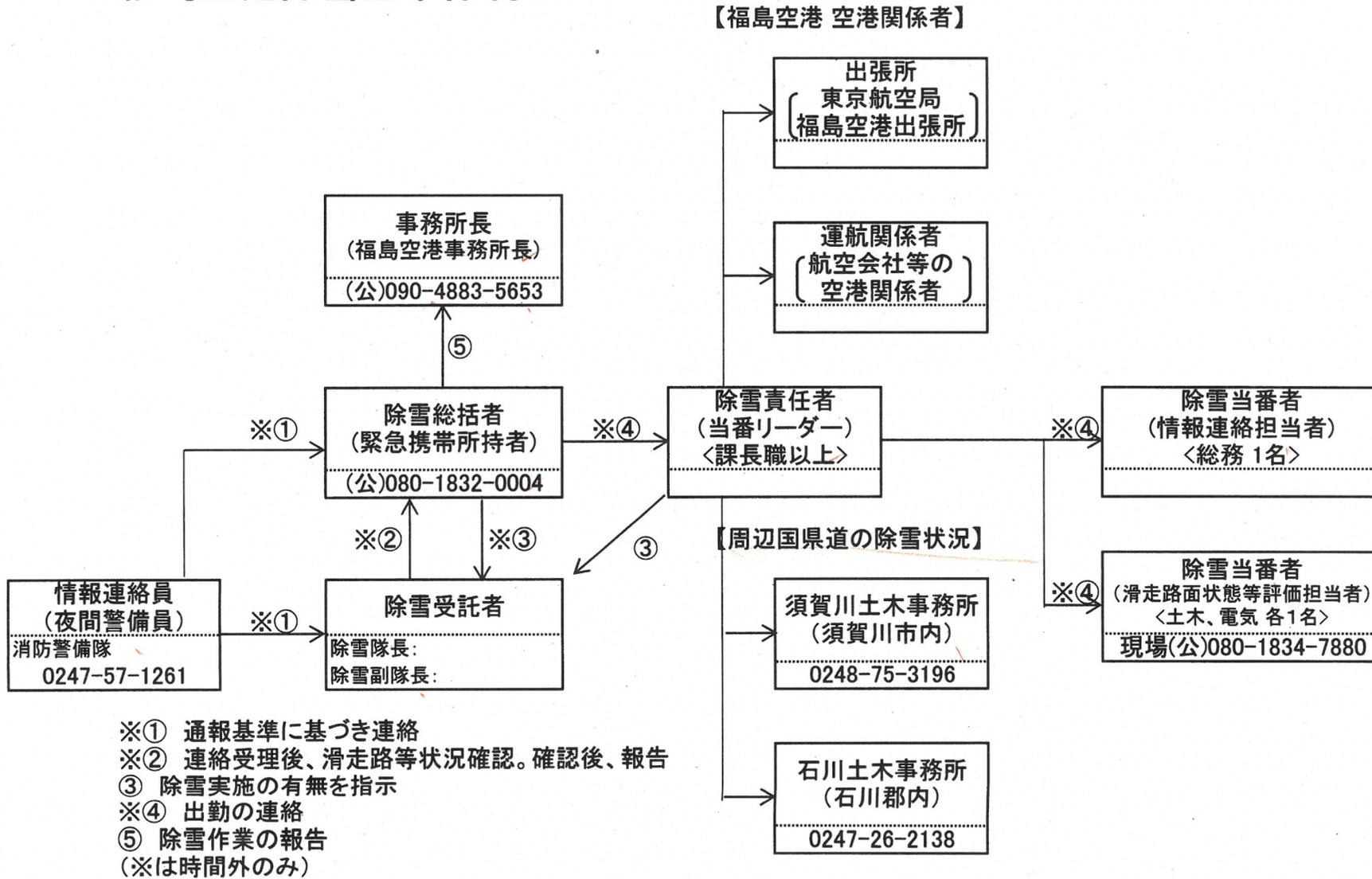


19側

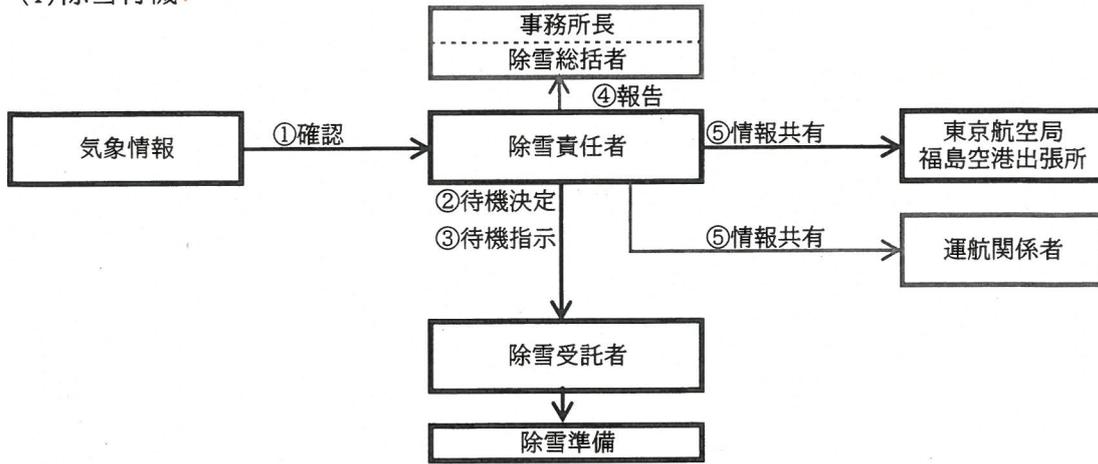


01側

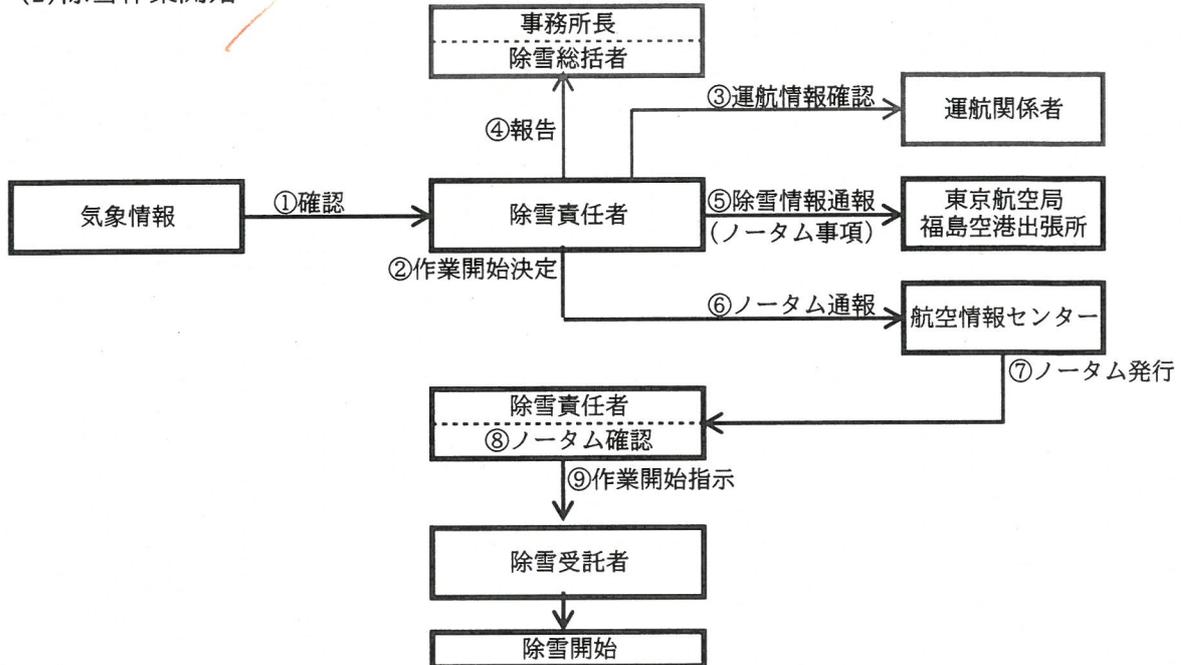
# 福島空港除雪基本体制



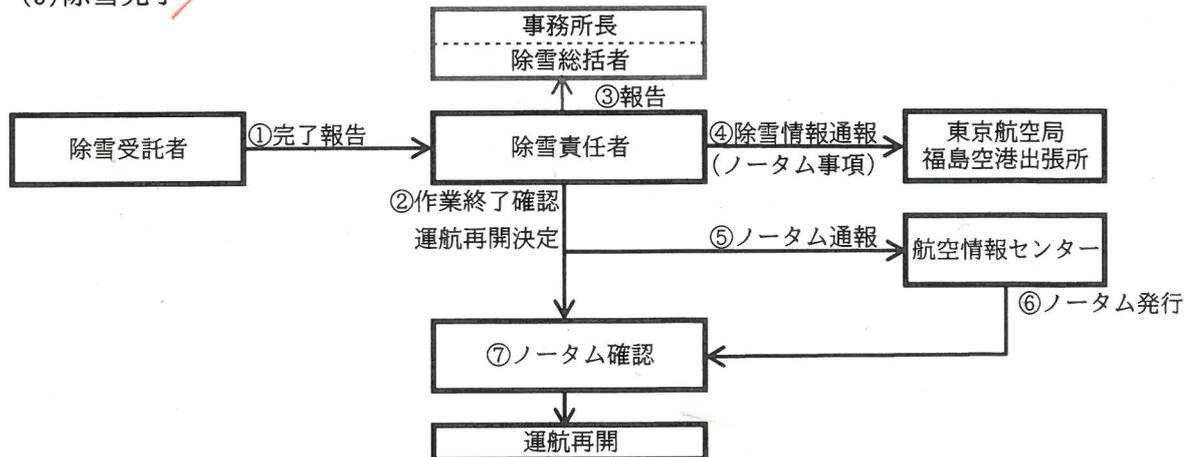
(1) 除雪待機



(2) 除雪作業開始



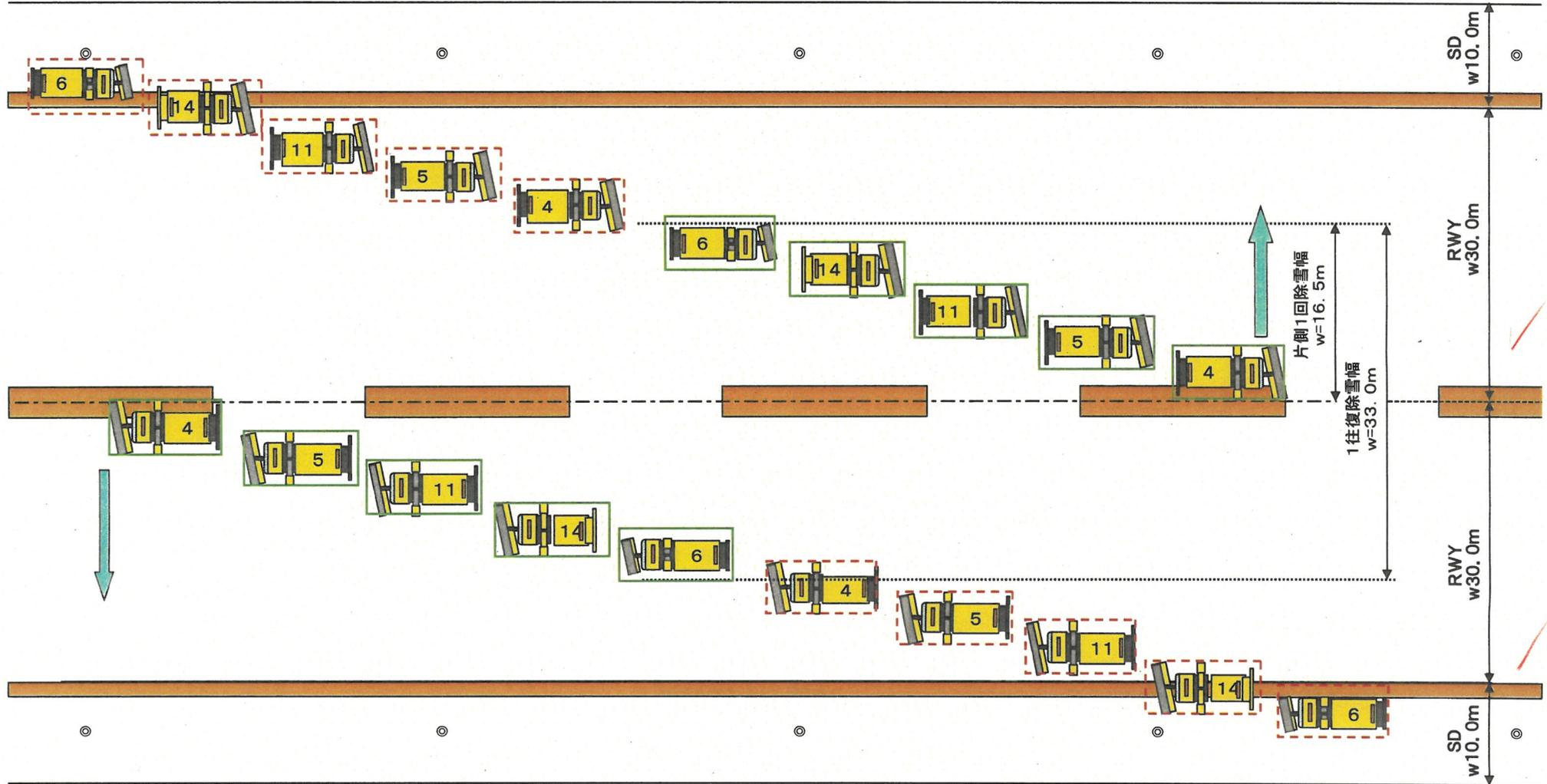
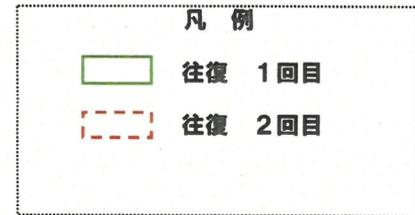
(3) 除雪完了



# 除雪作業形態

スノーバ除雪 (A) 積雪深3cm未満

車両編成 スノーバ  
 W3.80m 4台  
 W2.50m 1台  
 計 5台

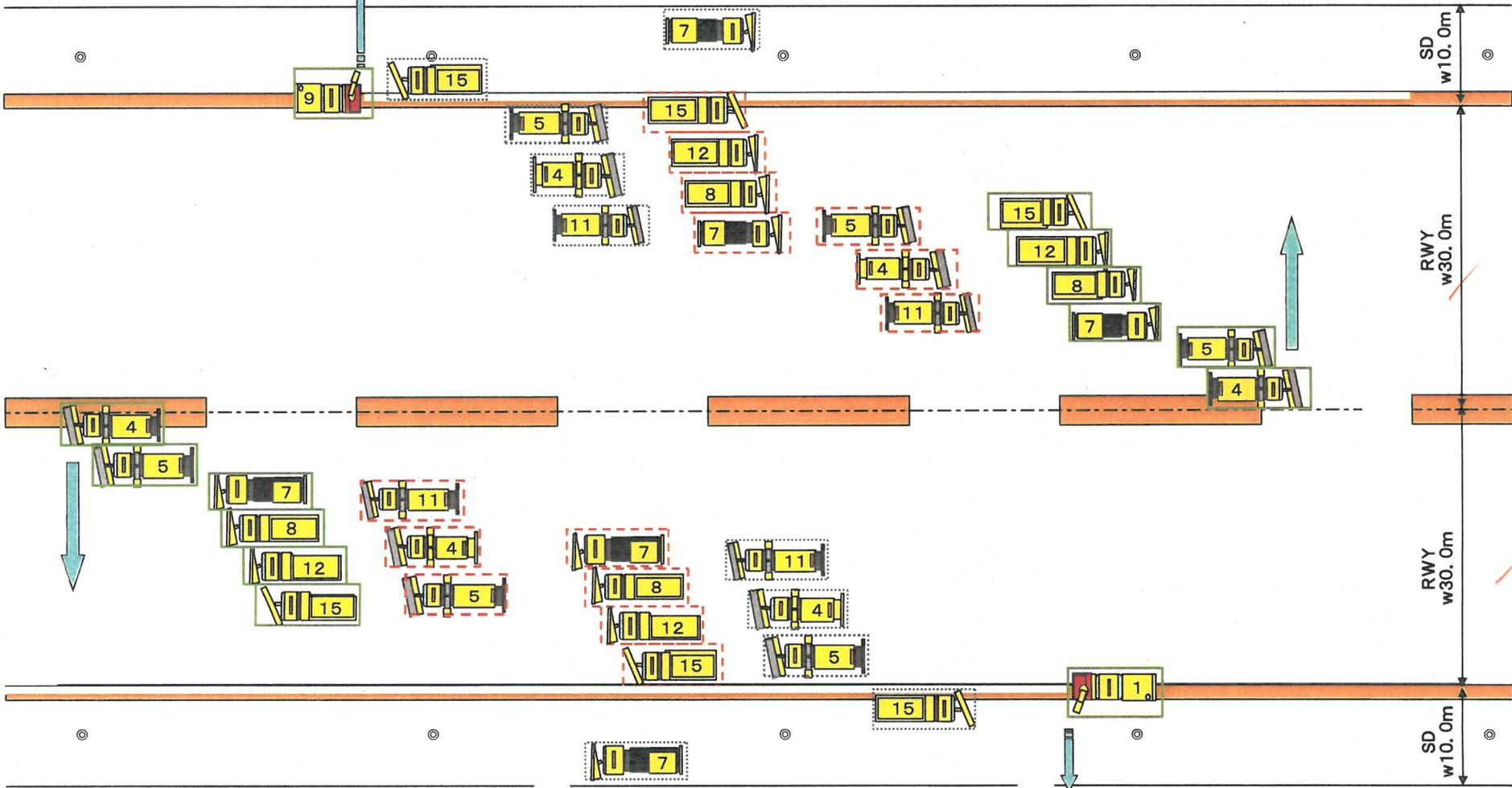
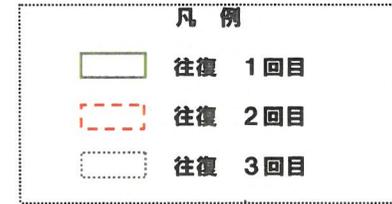


# 除雪作業形態

スノーバ除雪 (B) 積雪深 3 cm以上 ~ 4 cm未満

車両編成

スノーシーバ	4台	スノーブラウ	4台	ロータリー	2台
W3.80m		W3.50m		W2.60m	
W2.50m	1台				
計	5台	計	4台	計	2台

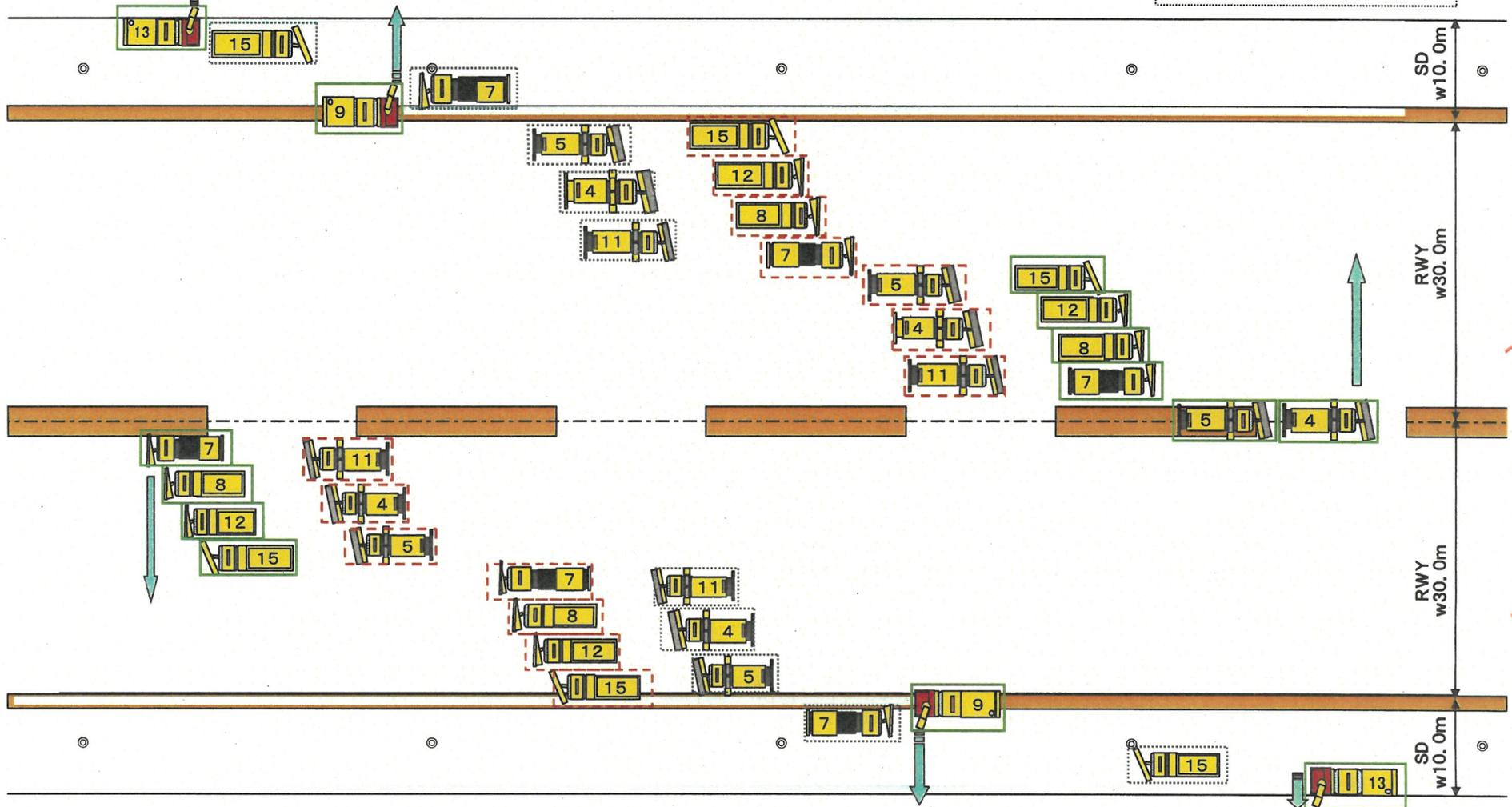


## 除雪作業形態

ブラウ除雪 (A) 積雪深4cm以上～9cm未満  
 ブラウ除雪 (B) 積雪深9cm以上



車両編成 スノーシューバ W3.80m 4台 W2.50m 1台 計 5台	スノーブラウ W3.50m 4台 計 4台	ロータリー W2.60m 2台 計 2台
---	-----------------------------	----------------------------

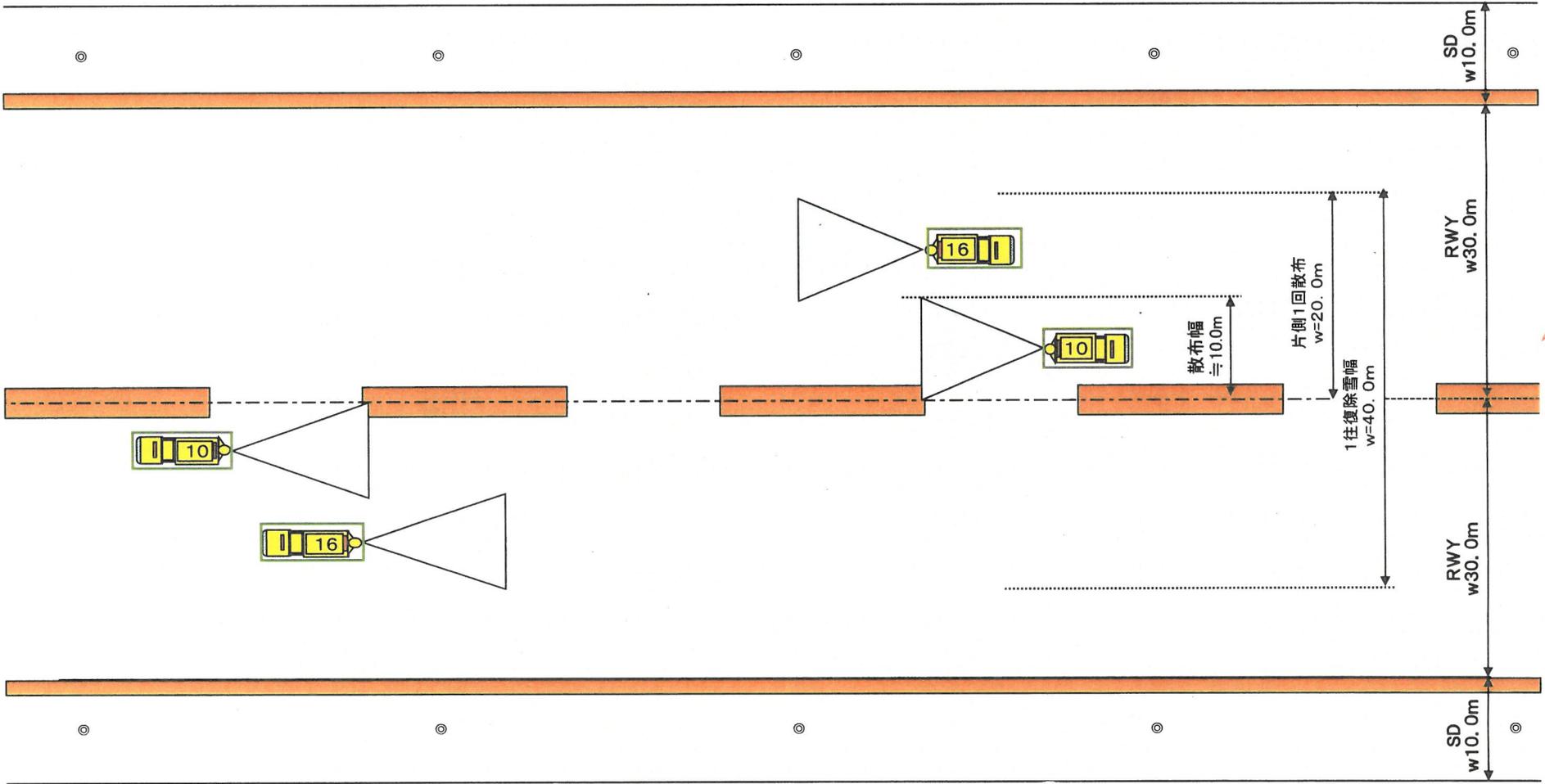
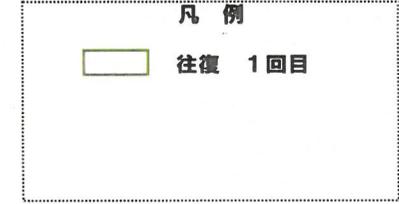


# 除雪作業形態

水盤処理 (A)

水層状態

車両編成 凍結防止剤散布車 2台  
計 2台



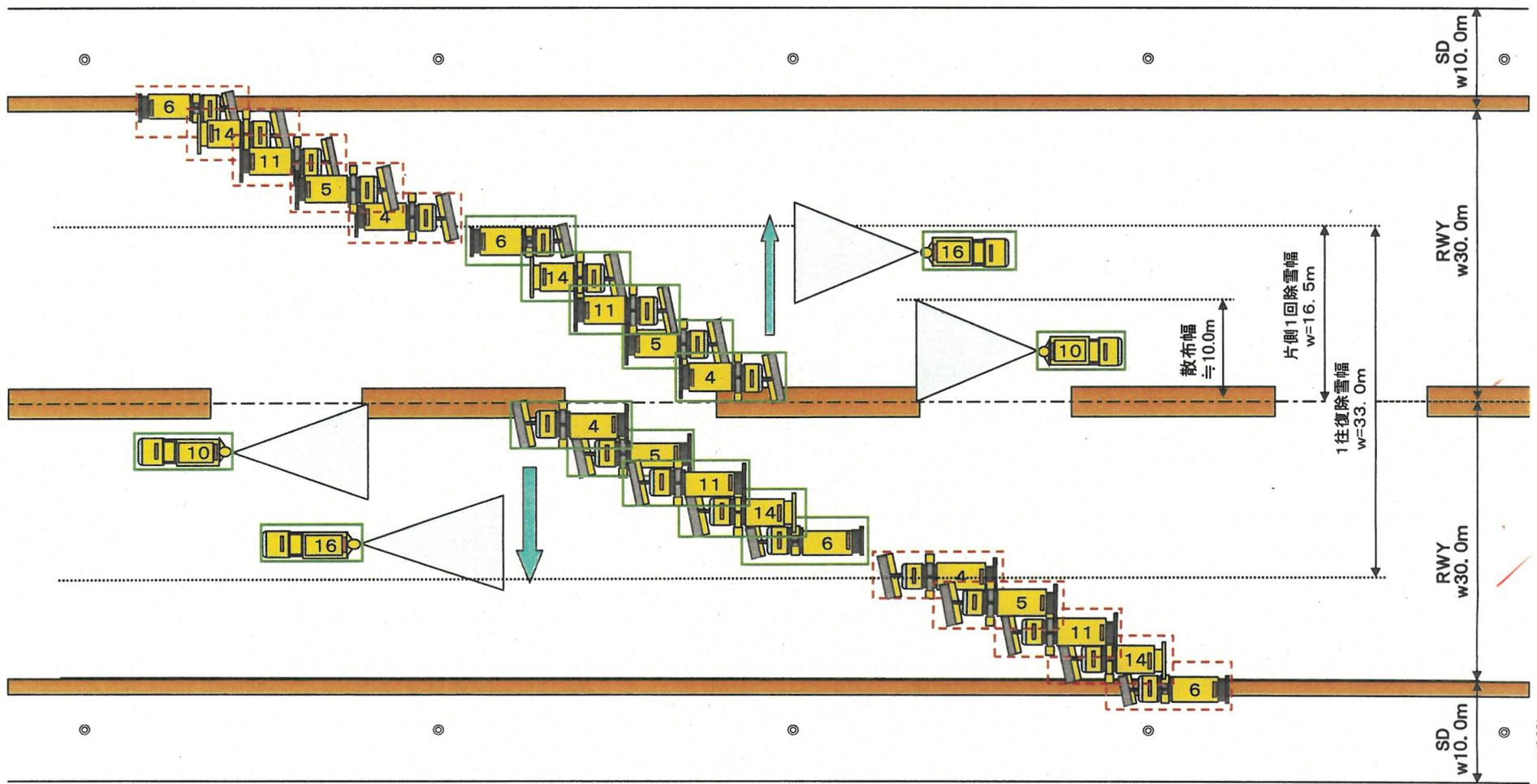
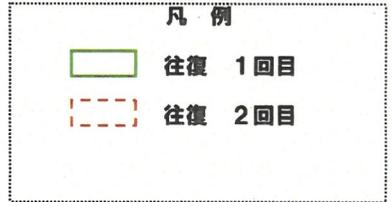
別紙7-4

# 除雪作業形態

氷盤処理 (B) 圧雪状態

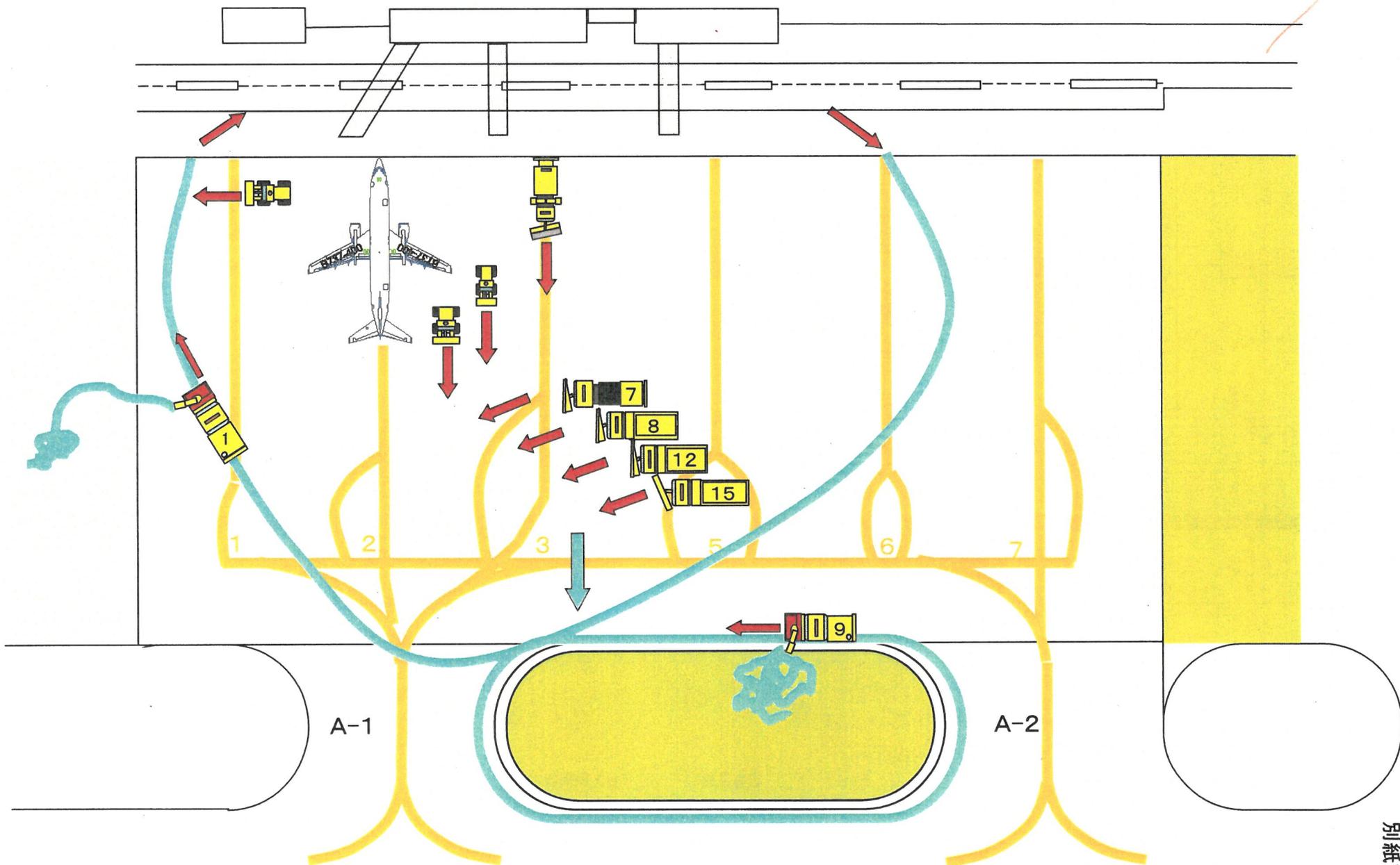
車両編成    スノースーパー    凍結防止剤散布車

	W3.80m	4台		2台
	W2.50m	1台		
	計	5台	計	2台



# 除雪作業形態

エフロン



取扱注意

別紙8

令和4年度 所内除雪業務説明会(資料1 参考1)

## 離着陸基準

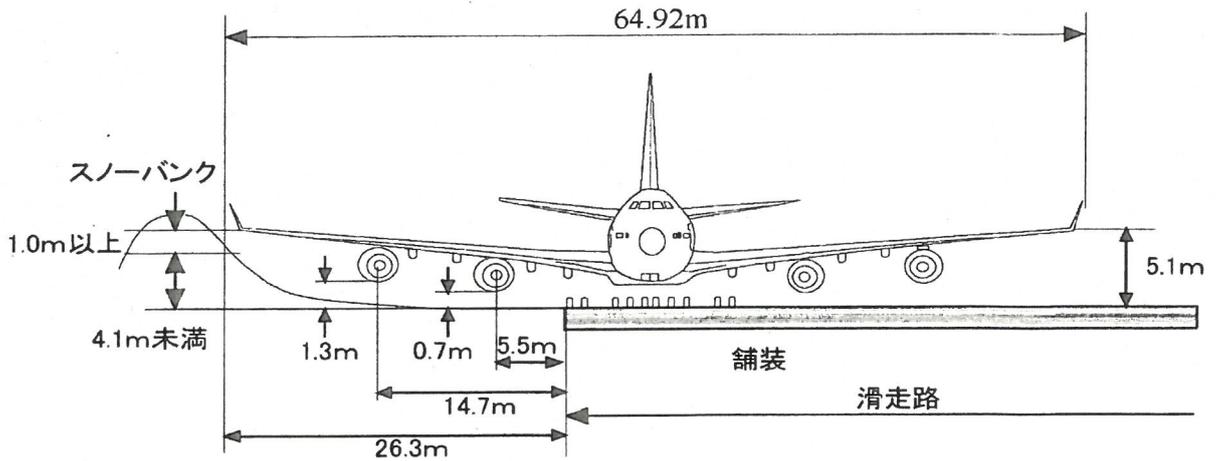
最大横風値 (平均風)

航空会社		IBX		ANA	
使用航空機		CRJ-700		DHC8-Q400	B3-800
離着陸禁止 積雪・水深 (mm)	Dry Snow	離陸/76mm	着陸/95mm	71mm	離陸/71mm 着陸/153mm
	Wet Snow	離陸/25mm	着陸/38mm	51mm	51mm
	Slush/Wtr	離陸/15mm	着陸/22mm	13mm	13mm
	Ice/Cpnd	RWYCCIによる		RWYCCIによる	RWYCCIによる
横風制限 (kt)	I C E . S N O W ま た は S L U S H  R W Y C C I	6	離陸28kt 着陸30kt	32kt	33kt
		5	25kt(Grooving有) 20kt(Grooving無)	25kt	25kt
		4	20kt	20kt	20kt
		3	20kt	20kt	20kt
		2	15kt	15kt	15kt
		1	10kt	10kt	10kt
		0	離着陸禁止	離着陸禁止	離着陸禁止
	Dry	離陸28kt 着陸30kt	32kt	33kt	
		Wet(Grooving 有)	25kt	25kt	
		Wet(Grooving 無)	20kt		
Flooded			15kt		

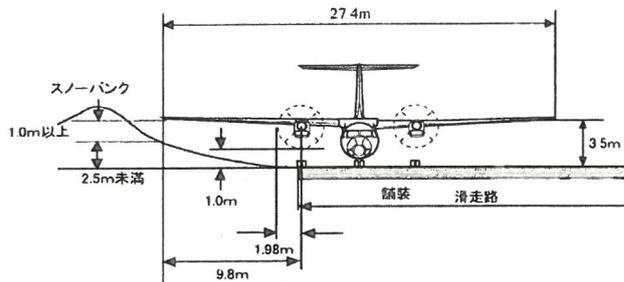
滑走路周辺のスノーバンクの一例

※ここで示す地上高は、航空機燃料等の搭載により最低となる値を示した参考値である。

ボーイング式747-400型の就航する滑走路周辺のスノーバンクの一例



ボンバルディア式DH8-300型の就航する滑走路周辺のスノーバンクの一例



# 除雪車等貸与規則

令和 8 年 度

福島県福島空港事務所

(総則)

第1条 この規則は、福島県福島空港事務所（以下「事務所」という。）が事務所所管の  
1 各種除雪用機械及び清掃車（以下「除雪車等」という。）を貸与する場合の諸手  
続、管理責任者等について定めるものである。

(貸与除雪車等及び貸与期間)

第2条 貸与除雪車等及び貸与期間は、特記仕様書に定めるものとする。

(引渡し)

第3条 事務所は、除雪車等を特記仕様書に定める日及び場所において受託者に貸与する  
ものとし、受託者は、除雪車等の性能、状態及び取扱方法を熟知の上、その引渡し  
を受けなければならない。

(除雪車等取扱基準及び取扱責任者)

第4条 受託者は、作業現場等における除雪車等の使用、管理等に関する取扱責任者を定  
め文書をもって監督員にこれを提出するものとする。

(管理責任者)

- 第5条 受託者は、貸与期間中、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 受託者は、契約書等に定められた使用目的以外に除雪車等を使用し、又は転貸して  
はならない。
  - 3 受託者は、除雪車等を改造し、又は定められた使用場所以外の場所に搬出してはな  
らない。ただし除雪作業等に不都合が生じた場合の軽微な改造は、監督員と協議し  
て実施するものとする。
  - 4 受託者は、監督員が除雪車等の使用管理等について指示したときは、ただちにその  
指示に従わなければならない。

(貸与期間中の除雪車等の保管場所の車庫を使用する場合)

第6条 受託者は、日々の作業が終了し、貸与除雪車等を事務所の車庫に格納する場合は、  
終業点検を行い、異常の有無を監督員に報告するものとする。

(点検整備及び修理)

- 第7条 受託者は、常に除雪車等を良好な状態に維持するものとする。
- 2 受託者は、前項において規定する点検、整備及び修理の実施時期、場所等について  
は、監督員と協議の上決定し、実施すべきものとする。この場合必要に応じて監督  
員は、これに立合うものとする。
  - 3 除雪車等の修理に要する費用については、原則甲が負担する。但し、日常点検、現  
場で行う軽易な修理、整備作業、及び乙の瑕疵による修理の費用については、乙が  
負担する。

(返納)

第 8 条 受託者は除雪車等の返納にあたっては、貸与前の正常な状態で監督員立合いの上返納するものとする。

(報告義務)

第 9 条 受託者は、除雪車等に重大な故障又は事故により損傷が生じたときには、ただちに状況及び原因を監督員に報告し、その処置について監督員と協議するものとする。

(返納命令)

第 10 条 事務所は、次の各号に掲げる場合、除雪車等を返納させることができる。

- 一 受託者が貸与条件に違反したとき。その他受託者に貸与することが不適當であると認められる行為があったとき。
- 二 事務所が災害復旧、緊急事態の発生及びその他により特に除雪車等を必要とするとき。
- 三 契約等が解除されたとき。

(貸与期間中に事務所が除雪車等を使用する場合)

第 11 条 緊急時等に事務所が貸与中の除雪車等を一時的に使用する場合、これに必要な経費並びに管理業務等は、すべて事務所の責任において処理する。

(実施細目)

第 12 条 この規則に基づく除雪車等の整備及び報告等については、別に定める貸与除雪車等取扱細則によるものとする。

(規則に関する疑義)

第 13 条 この規則に関し、疑義が生じた場合は、必要に応じて監督員と受託者が協議するものとする。

(規定外の事項)

第 14 条 この規則に定めのない事項については、必要に応じて監督員と受託者が協議して定めるものとする。

# 貸与除雪車等取扱細則

## (総則)

第1条 この細則は、除雪車等貸与規則第12条の規定によるその取扱、整備及び報告等の詳細について定めるものである。

- 2 受託者は、貸与を受けた除雪車等の維持、保守、点検及び修理等をこの細則の定めることにより実施しなければならない。

## (運転手)

第2条 除雪車等の運転手（以下「運転手」という。）は、道路交通法（以下「法令」という。）に定められた資格を有する者でなければならない。

## (保管)

第3条 受託者は、長期に亘り除雪作業等を休止する場合、除雪車等を善良な管理の下に保管し、適宜点検及び試運転等を行うものとする。

## (運転上の注意)

第4条 運転手は、除雪車等の運転にあたり、常に危険防止に関し注意を払うと共に、特に次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 法令等の遵守
- 二 除雪車の保全
- 三 安全な運転
- 四 故障の早期発見

## (整備及び修理実施上の注意)

第5条 受託者は、除雪車等の整備並びに修理に当たり、作業の危険度、工具等の適正な使用、使用整備部品の品質及び整備工程等を留意の上実施すべきものとする。

## (作業点検及び運行記録)

第6条 運転手は、除雪車等の運行の前後において作業点検を行い、その結果を記録するものとする。

## (日常点検及び注意事項)

第7条 受託者は、当該除雪車等の特長及び性能を十分に把握して、その機能を正常に維持するように、これを点検し、注意事項を遵守して取扱うなければならない。